

# イマーシブ動画等制作業務仕様書

## 1 委託業務名

イマーシブ動画等制作業務

## 2 業務の目的

県では、令和3年に「やまなし地域プロモーション戦略」を策定し、「ハイクオリティやまなし」のキャッチフレーズのもとで、「上質な環境を提供する」というブランドコンセプトの実現に向けた取り組みを推進している。こうした中、令和7年に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）において、自治体の魅力や未来ビジョン等をPRする「自治体参加催事」に山梨県ブースを出展し、国内外に開かれた「開の国やまなし」の取り組みを広く発信する。

出展においては、上質な空間・上質な体験を享受できる「やまなし」の魅力を国内外問わず幅広く来場者に紹介するため、立体感や没入感を体感できる動画を提供することとしており、本業務はこの映像コンテンツを制作することを目的としている。

また本業務にて制作した動画は、万博展示期間終了後においても、年間を通じて各種イベント等で活用するほか、SNS等で広く公開するものとする。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 4 委託業務

### (1) イマーシブ動画コンテンツ用の360度映像撮影

原則、360度の撮影を新たに行うこと

※既存映像の二次利用の可否など、詳細については県と協議の上決定する

### (2) イマーシブ動画コンテンツ制作（動画の長さ：5分～8分程度、本数：各1本以上、画質：4K以上）

テーマ例：富士山を中心とした山梨の魅力的な地域資源をつむぐ春夏秋冬の旅行体験

「4（1）」で撮影した素材を利用し下記に示すイマーシブ動画を制作すること

・360度スクリーン投影用動画（万博会場において、10～15人程度を定員としたスペースでの大画面上映を想定）

・VRゴーグル（ヘッドマウントディスプレイ）での視聴用動画

・YouTube等のSNSやWebサイトへの掲載用動画（スマートフォンやモニターで閲覧できる形式を想定）

※ナレーション、音楽（BGM）、字幕等については県と協議の上、適宜挿入すること

※言語は日本語、英語対応を必須とする

### (3) 体験機器整備

万博会場以外でのコンテンツ活用を見据え、制作したイマーシブ動画の視聴に必要なVRゴーグルを5台納品すること（1台あたり税込み50,000円未満とする）

※インターネット接続がなくても利用可能な仕組みであること。また、PC接続をしない状態で使用できること。

## 5 業務実施体制

- (1) 事業の実施に当たっては、業務を総括する責任者を置く等、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。
- (2) 山梨県への連絡・報告・協議を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員を確保すること。
- (3) 経費や事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

## 6 県への実施報告

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者との連絡調整を密にし、県からの求めに応じて遅滞なく実施状況を報告すること。

委託業務完了後は、速やかに実施報告書（様式5）を県に提出すること。

## 7 成果品の提出期限及び納品場所

- (1) 成果品
  - ・「4（2）」で示すイマーシブ動画コンテンツ
  - ・「4（3）」で示す体験機器※ファイル形式等は県と協議の上、決定する
- (2) 提出期限  
令和7年3月31日
- (3) 納入先  
山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

## 8 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、企画提案公募要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「イマーシブ動画等制作業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなけれ

ばならない。

- (6) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については県に帰属し、本業務終了後においても県が自由に無償で使用、加工ができるものとする。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は成果品に使用する全てのものについて必ず肖像権や著作権等の了承を得て利用すること。第三者の肖像権や著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (9) 委託業務の実施にあたっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (10) 撮影に際し、使用料等が発生する場合は受託者が負担すること。
- (11) VRゴーグルに不具合が生じた場合に、県が容易に対応できるような仕組みを導入すること。

## 9 その他

### (1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

### (2) 仕様の変更について

受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

### (3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

## (参考) 万博出展概要（※下記内容については変更の可能性あり）

### (1) 出展期間

令和7年8月22日（金）～24日（日）の3日間（予定）

※前後1日（21日・25日）に設置・撤去を予定

### (2) 出展会場

屋内展示場「EXPOメッセ」2,000㎡の一部（2／6区画）

※1区画180㎡、計360㎡の専有スペースに加え、他の同時出展者2者と共同利用するステージ（10m×5m）を利用する前提とする

※万博会期中（令和7年4月13日～10月13日）における想定来場者数

・約2,820万人（15.3万人/日）うち海外からの来場想定12%

【様式5】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所 :

名 称 :

代表者氏名 :

印

イマーシブ動画等制作業務委託実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けたイマーシブ動画等制作業務委託について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

# イマーシブ動画等制作業務委託

## 委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和7年3月31日

事業受託事業者名称

### 【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ データ形式は、ワード (.docx)、エクセル (.xlsx) 又はパワーポイント (.pptx) のいずれかとしてください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ 提出時には、ゴシック体で記載された留意点は削除して構いません。

#### 1 委託業務実施概要

※ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください。

※ 業務で得られた成果を記載してください。

#### 2 実施報告

※ 仕様書 4 に沿った詳細な実施状況を記載してください。

#### 3 委託業務まとめ

※ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。